

昭和二十二年法律第百六十四号

児童福祉法（抜粋）

第五節 児童福祉司

第十三条

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設（※1）において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- 三 医師
- 四 社会福祉士
- 五 精神保健福祉士
- 六 公認心理師
- 七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの（※2）

※1 児童福祉法施行規則（抜粋）

第五条の三 法第十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設…①
- 二 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設を除く。）…②
- 三 前二号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設…③

① 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設

- 保健所
- 児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 病院、診療所
- 身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
- 精神保健福祉センター
- 救護施設、更生施設
- 福祉事務所
- 婦人相談所、婦人保護施設
- 知的障害者更生相談所
- 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
- 母子・父子福祉センター
- 介護保険施設、地域包括支援センター

- 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- ② 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第四号の厚生労働省令で定める施設（前号に掲げる施設を除く。）
 - 精神科病院
 - 市役所、区役所、町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）
 - 保健所又は市町村保健センター
 - 以下のいずれかに該当し、精神障害者に対してサービスを提供する施設
 - ・ 障害児相談支援事業を行う施設（医療型児童発達支援を除く）、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
 - ・ 救護施設、更生施設
 - ・ 福祉事務所、社会福祉協議会
 - ・ 知的障害者更生相談所
 - ・ 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
 - ・ 保護観察所、更生保護施設
 - ・ 発達障害者支援センター
 - ・ 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は生活援助を行うものに限る）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター
 - 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているもの）
 - 精神保健福祉センター
- ③ 前二号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設（詳細は通知を確認すること）
 - 保育所
 - 都道府県及び市町村（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）
 - 指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知別添1の2）（昭和63年02月12日 社庶第29号）
 - 指定施設における業務の範囲等について（厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知）（平成23年8月5日 障発0805第4号）

※2 児童福祉法施行規則（抜粋）

第一章の三 児童福祉司

第六条 法第十三条第三項第八号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であ

- つて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第四号に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第五号に規定する者を除く。）
- 六 公認心理師となる資格を有する者（法第十三条第三項第六号に規定する者を除く。）
- 七 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（次号から第十号まで及び第十三号において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの
- 八 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 九 看護師であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十 保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては二年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 十二 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
- ロ 児童相談所の所員として勤務した期間
- 十三 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）であつて、前号に規定する講習会の課程を修了したもの
- 十四 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの